

秋田県告示第368号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）第10条の規定に基づき、令和7年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

令和8年6月26日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
731件（うち、内容の変更を伴う協議件数 95件）
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
731件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
731件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬 入 量 (ト ン)			
	最終処分	中間処理	再生利用	合 計
燃え殻	252	3,599	-	3,850
汚泥	3,895	8,222	657	12,774
廃油	-	23,476	10	23,486
廃酸	-	5,815	-	5,815
廃アルカリ	-	12,575	-	12,575
廃プラスチック類	-	8,068	-	8,068
金属くず	-	125	-	125
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	-	1,048	2,290	3,338
鉱さい	-	319	-	319
ばいじん	-	1,473	22	1,495
繊維くず	-	21	-	21
木くず	-	252	140	392
動植物性残さ	-	342	24	367
廃PCB等	-	6,631	-	6,631
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）その他	5,014	72,011	-	77,025
合 計	9,161	143,975	3,144	156,280

（注1）搬入量は、小数点以下を四捨五入して示しているため、合計が一致しない場合がある。

（注2）「-」は、搬入量が無いことを示す。

- 5 環境保全協力金の納入額
33,485,900円
- 6 環境保全協力金の使途
産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費の一部に充てた。